

第4 差別・暴力行為

〈ストーカー行為〉

1 概要

ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「ストーカー規制法」という。）は、つきまとい等の行為とストーカー行為を規制している。

ストーカー行為とは、「つきまとい等」を「反復してすること」であり（ストーカー2②）、「つきまとい等」とは、「特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的」で、その特定の者やその家族に、以下の行為のいずれかを行うことである（ストーカー2①）。

① つきまとい・待ち伏せ・押しかけ

② 監視していると告げる行為

（例） 「昨日〇〇さんと映画に行っていたな」と直接言ったり、電話やメールで伝える。玄関に〇〇さんと映画館に入る写真やメモを置く。

③ 面会・交際等の強要

（例） 復縁を強要する。プレゼントの受領を強要する。

④ 乱暴な言動

（例） 大声で「バカヤロー」と叫んだり、家の前でクラクションを鳴らす。

⑤ 無言電話、連続した電話・ファクシミリの送信

⑥ 汚物等の送付

⑦ 名誉を害する行為

（例） 中傷文を送付する。

⑧ 性的羞恥心の侵害

（例） わいせつな写真等を送付する。電話や手紙で卑猥な言葉を告げる。

2 規制等

(1) 警告、禁止命令、仮の命令

ストーカー規制法は、「つきまとい等をして、その相手方に身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせてはならない」としており（ストーカー3）、これに違反する行為があり、かつ、この行為をした者がさらに反復して該当行為をするおそれがあると認められれば、警察本部長等が警告できると定めている（ストーカー4）。

さらに、この警告に従わない場合には、都道府県公安委員会が禁止命令を行うことができる(ストーカー5)。また、被害者が警告を求める旨の申出を行った際に、緊急の必要があると認められる場合には、警察本部長等が、警告、聴聞の機会の付与なしに、つきまとい等を禁じる仮の命令を発令することができる(ストーカー6)。

(2) 援助、支援

警察本部長等は、被害者から申出があり、その申出が相当であると認められる場合、被害を自ら防止するための措置の教示その他国家公安委員会規則で定める必要な援助を行う(ストーカー7)。また、地方公共団体等についても、ストーカー行為等の被害者に対する支援に努めなければならないとされており(ストーカー8①)、具体的には、被害者は、加害者からの住民基本台帳閲覧の制限を申し出ることができる。各市町村において、「住民基本台帳事務における支援措置申出書」が備え付けられている。

3 差止請求・仮処分

ストーカー規制法によらず、ストーカー行為につき、人格権を根拠に差止請求や仮処分を行うことも可能である。もっとも、仮処分命令の違反には罰則規定がなく、差止請求も損害賠償請求を付加できるとどまり、その抑止効果が低いことから、ストーカー規制法制定後は差止請求訴訟や仮処分を行う事は稀である。

ストーカー規制法制定前については、歌舞伎役者に執拗につきまとった女性客に対する観劇禁止の仮処分が認められ、さらには劇場への出入禁止の差止請求及び損害賠償請求が認められた事例がある(大阪地判平10・6・29判時1651・120)。

文 例

○警告書——交際を強要し、電話を連続してかけてくる者に対する警告を行う場合

警 告 書①

冠省 当職らは、通知人〇〇(以下、「通知人」という。)の代理人として②、下記のとおり、貴殿に警告致します。

貴殿は、平成〇年〇月頃から、通知人に対し交際を迫る、通知人が拒んでいるにも関わらず、連続して電話をかける等の行為を反復して行われておりますが、通知人は、貴殿のかかる行為により、身体の安全等を害される不安を覚えており、多大な精神的苦痛

を受けております。

貴殿の行為は、つきまとい等の反復行為として、ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「ストーカー規制法」といいます。）により、6か月以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられる行為です（ストーカー規制法13条、2条1項3号～5号、同条2項）。㊦

つきましては、貴殿に対し、つきまとい等の行為を直ちに中止するよう本書をもって警告致します。

なお、万一、本警告にも関わらず、つきまとい等の行為を中止されない場合は、ストーカー規制法に基づき、警察本部長等へ各種の申出をすることは勿論、刑事告訴、民事上の損害賠償請求等、あらゆる法的措置を講じることになりますことを、申し添えます。

草々

[編注]

- ① ストーカー事件において、加害者に対して、警告書を発送するか否かの判断は、慎重に行わなければならない。事案の性質上、警告書を発送したことで、かえって加害者を刺激し、ストーカー行為をエスカレートさせる危険を常に伴うからである。

したがって、ストーカーに対しては、警察へ各種（警告、援助等）申告を行うことを原則とすべきである。代理人からの警告書を発送するのは、加害者が親族関係にあるなど、被害者としても警察に届け出ることを回避したい場合で、かつ、つきまとい等の行為が比較的初期段階あるいは軽微であり、警告書によって行為がエスカレートする可能性が乏しいような場合に限られるであろう。その場合であっても、万一に備えて、警察へ事前に相談しておくべきである。

- ② 事案の性質上、被害者本人の名義で警告書を送付することは避けるべきであり、弁護士による代理人名義で発送すべきと思われる。
- ③ 罰則を明記することで、加害者のつきまとい等の行為を抑止する効果が期待できる。

○警告申出書——つきまとい等を行う者に対して、警察本部長等に警告を求める申出を行う場合

警告申出書①②

ストーカー行為等の規制等に関する法律第4条第1項の規定による警告を次のとおり求めます。

年 月 日

〇〇県警察本部長 殿

氏名及び住所

申 出 人	住 所	電話 () - 番		
	(ふりがな)			
	氏 名	(歳)	性別	男・女
つきまとい等をした者の住所、氏名、人相、体格、特徴、服装等	氏名：〇〇〇〇 住所：東京都〇〇区〇〇町〇-〇-〇 人相：面長で、目つきが悪い 体格：身長170cmくらいで、小太り 特徴：眼鏡をかけており、猫背 服装：平日はスーツ姿が多い			
つきまとい等の行為の態様	<p>加害者は申出人の同僚であるが、平成〇年〇月ころ、申出人は加害者から交際を求められたが、これを断った。</p> <p>しかしながら、その後も度々交際を求める電話やFAX、メール^①が来るようになった。申出人はその度に拒否しているが、それでも電話等を繰り返し、多い時では1時間に10回以上も架電してきた。</p> <p>また、同年〇月頃からは、申出人が帰宅した頃を見計らって、「おかえり」と電話をしてくるようになった。同月〇日には、申出人の加入しているサークルのインターネット上の掲示板に「今日は、青色のワンピースを着て、〇〇さんと食事をしていたね」等と書き込んでおり、その後、ほぼ毎日のように、申出人の生活につき、当該掲示板に記載している。</p> <p>同年〇月頃からは、申出人が帰宅する時間に会社の通用口で待ち伏せたり、休日も、申出人が外出すると、帰宅するまでマンション入り口で待ち伏せるようになった。</p> <p>申出人は、加害者のこのような行為により、生活の平穏を害され、不安のあまり、精神的な支障をきたすようになっており、本申立てに及んだ次第である。</p>			

[編注]

- ① 警告申出書は、警察署に書式が備えられている。また、口頭で申し出ることできる。
- ② 警告の申出を行えば、その後、加害者が警告に従わなかった場合の禁止命令や、緊急の必要がある場合の仮の命令の発令には、被害者からの申出は必要とされていない。

もっとも、加害者が警告に従っていない状況は警察等に通知しておくべきであり、また、緊急の必要がある場合は、仮の命令の発令を促すよう申告することも検討すべきである。

- ㊦ メール連続送信は、「電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ若しくはファクシミリ装置を用いて送信すること」(ストーカー2①五)には該当しない。

しかし、「その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと」(ストーカー2①二)、「面会、交際その他の義務のないことを要求すること」(ストーカー2①三)の手段としてメールを利用した場合は、各号に該当する。

○仮処分命令申立書——近所の者のつきまとい行為を禁止する仮処分を求める場合(申立ての趣旨・理由)

申立ての趣旨

- 1 債務者は、本決定の告知を受けた日から起算して6か月間、〇〇県〇市〇〇所在の債権者の住居その他の場所において、債権者につきまとい、又は債権者の住居、勤務先その他通常所在する場所付近を徘徊してはならない
 - 2 申立費用は債務者の負担とする
- との決定を求める。

申立ての理由

第1 当事者

債権者は、平成〇年〇月、結婚したことを契機に、現住所である〇〇マンションA棟803号室に居住するようになった。債務者は、同マンションのC棟に居住している。

債権者と債務者は、同年齢の女性であり、お互い新婚であったことから、次第に親しくなり、また、債権者及び債務者とも平成〇年に子どもを出産したこともあって、家族ぐるみの付き合いをするようになった。

第2 被保全権利

債権者の子と債務者の子は同じ幼稚園に通園していたが、平成〇年4月、債権者の子は私立小学校に進学し、債務者の子は地元公立小学校に進学し、また、債権者が勤めに出るようになったことから、債権者と債務者は、それまでのように頻繁に会うことはなくなった。

しかしながら、債務者は、同月半ばから、毎晩、債権者に電話をし始めるようになった。10日あまり経過した頃、債権者は債務者に対し、慣れない仕事を開始したところであるので、夜は早く就寝したい旨を伝え、夜の電話は控えてほしい旨伝えた。

翌4月〇日、債権者が仕事を終えて自宅に戻ると、債務者が自宅に上がっており、夕食の支度を行っていた。債権者が債務者に問うと、債権者は仕事で疲れているだろ

うから、夕食を作ってあげようと思ったとの事であり、鍵は債権者の子が開けたとの事であった。債権者は驚き、好意は有難いが、自分で出来るので、そのような必要はない旨を伝えた。すると、突然、債務者は号泣し、子どもの学校が違うようになったこと、債権者が仕事を始めたこと等をなじり始めた。この日は、その後帰宅した債権者の夫が債務者をなだめ、債務者を帰宅させた。

しかし、翌〇日、債権者が出勤しようとする、債務者が車でマンション入り口で待っており、会社まで送る等と言いだした。債権者は、これを断り、出勤したが、帰宅しようとする、今度は会社の出入り口で債務者が待っていた。

債権者は、債務者にこのような行為をやめてもらいたいと伝えたが、債務者は、その後も同様の行為を繰り返した。やむを得ず、債権者は文書でも警告したが、債務者の行為は現在においても中止されていない。

第3 保全の必要性

債権者は、債務者の行為により、生活の平穩を害され、日常生活に支障をきたしているため、本件仮処分に応じた。

【編注】

ストーカー規制法、及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の整備により、民事事件として、接近禁止の仮処分を行うケースは減少していると思われる。もっとも、加害者が配偶者以外の者であり、かつ、「特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的」といえるか否か不明な事案においては、このような民事上の仮処分も有効であろう。なお、本事例のように、同性間であっても、ストーカー規制法が適用されるケースはあり得る。

第7 迷惑行為

〈ペット飼育〉

1 ペットに関する紛争の種類

現在、豊かな社会の出現を背景として世界的なペットブームにあり、ペットを飼育する人々が増加する傾向にある。しかし、ペットは人々の生活に潤いや恩恵を与える反面、飼育や管理の方法を誤ると、生活妨害の原因となり、他人に迷惑を与えかねない。ペットを所有する飼い主は、「所有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権限を有する」(民206)との民法の規定の下、法令の制限に従いこれを飼育しなければならない。また、「動物の愛護及び管理に関する法律」は、動物の所有者又は占有者は、動物を適正に飼育・保管することにより、動物の健康及び安全を保持し、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を与え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならないとし(動物愛護7①)、同法を受けた「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」(平14環境省告示37)では、犬や猫の飼育及び保管について具体的な基準が策定されている。さらに、多くの都道府県でペットに関する条例が制定され、そこでもペット飼育に際しての遵守事項が定められている。

ペットを巡るトラブルには、①賃貸借契約の特約違反によるペット飼育差止めや契約解除請求、②区分所有者の規約違反によるペット飼育差止めなどが挙げられる。

2 概要

- (1) 不法行為として差止請求が主張される場合、法的根拠として、伝統的には、①物権的請求権に基づくもの、②人格権等の一定の権利を有するものがその権利に基づいて主張し得るというもの、③不法行為の効果として侵害行為が受忍限度内か否かを判断して差止請求を認めようとするもの等の種々の見解がある。他人に迷惑を及ぼすようなペットの飼育に対して、個々の近隣住民は、これらを根拠に、ペットの飼育に関する差止請求権を行使することができる。
- (2) 一方、種々の侵害事例に対して立法面において差止請求を損害賠償とは別に規定する法律も増えてきており、ペット飼育について言えば、建物の区分所有等に関する法律(以下「区分所有法」という。)が、マンションにおいて他人に迷惑を及ぼすようなペットの飼育等について、「区分所有者の共同の利益に反する行為」(建物区分6①)をし又はかかる行為をするおそれがあるとして、区分所有者全員又は管理組合法人が差止請求権を行使することを認めている(建物区分57①)。

- (3) 区分所有法6条1項は、区分所有者の共同の利益に反する行為を禁止し、同法30条1項は、建物の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項は管理規約をもって定めることができるとしている。そこで、同規定に基づき、規約自体に禁止行為の定めが置かれることがある。かかる禁止行為の定めがある場合、それが共同の利益に反する行為を禁止する絶対的禁止事項に当たる場合には、規約に基づき差止請求が可能であることに問題はないが、絶対的禁止事項に当たらないが規約で特に禁止した相対的禁止事項については、それが必要かつ合理的な範囲を超えて区分所有者の権利を制限するものである場合にはその効力が否定されることもあり得る。

マンションにおける動物の飼育規制については、全面的禁止から制限的許容まで、種々のものが考えられるが、動物の飼育は「共同の利益に反する行為」に該当し得、動物の飼育を禁止する規約は絶対的禁止事項に当たり、これを定めることを肯定するのが判例・学説の趨勢である（東京地判平6・3・31判時1519・101、横浜地判平3・12・12判時1420・108など）。

- (4) ペットの飼育トラブルをめぐる差止請求について、過去の裁判例で争われたものとしては、区分所有法上の差止請求の可否をめぐる争われたものが多い。もっとも、実務的には、請求認容の判決や決定を得ても、任意の履行が期待できず、強制執行においても困難が予想されることから、飼育ルールを厳格に定めた上で飼い主一代限りの飼育を認める方向で和解を行うことが多いようである。

なお、賃貸物件において、賃借人が賃貸人との賃貸借契約上のペット飼育禁止特約に違反してペットを飼育する場合には、賃貸人は、賃借人に対して、当該特約に基づきペットの飼育禁止を求めることができ、さらに、契約当事者間の信頼関係が失われたと判断される場合には、契約の解除が認められる場合がある。

文 例

- 警告書——管理組合が管理規約に基づいて区分所有者に対してペットの飼育禁止を求める場合

警 告 書①②

貴殿は、当方管理組合が管理する別紙物件目録1記載の建物のうち、同目録2記載の建物（以下「本件建物」といいます。）を区分所有者として所有されています。

貴殿は、平成〇年〇月頃から、本件建物において複数の犬を飼育しておられますが、本件建物からは、昼夜を問わず頻繁に犬の鳴き声がし、複数の住民が迷惑を被っております。

当方管理組合では、管理規約において、「小鳥及び魚類以外の他の居住者に危険、傷害又は迷惑を及ぼすおそれのある動物を飼育すること」を禁止しております。

貴殿による複数の犬の飼育は、上述のとおり、現実には他の居住者に迷惑を及ぼしており、上記管理規約に違反します。

つきましては、本書到達後1か月以内に全ての犬の飼育を中止されますよう、警告いたします。貴殿が本書到達後1か月を経過しても犬の飼育を継続される場合には、当方はやむなく法的手続を執らざるを得ませんので、その旨、念のため申し添えます。

[編注]

- ① 本警告書は、管理規約にペット飼育禁止に関する規定がある場合を想定したサンプルである。規約に禁止規定があり、これに基づき裁判外で差止請求をする場合（例えば、警告書の発送）には、区分所有法には何ら定めるところはなく、一般的には建物、敷地、附属施設の管理に関する事項ということができるところから、管理者は集会の決議によりこれを行うことができ（建物区分26①）、また、各区分所有者も保存行為としてこれを行うこともできる（建物区分18①・21）。ただし、規約にその実行ないし行使方法につき別段の定めがあれば、その定めによる。

なお、規約に禁止規定がない場合であっても、区分所有法6条1項に基づき、共同の利益に反する行為として違反行為の差止請求をすることができるが、差止請求権の裁判外の行使については、必ずしも区分所有者全員の名前でする必要はなく、また、区分所有者団体の意思決定方法である集会の決議を経る必要もない。本文例の管理規約に基づく請求の場合と同様に、管理者の権限としてこれを行うことができ、また、個々の区分所有者も保存行為としてこれを行うことができる。

- ② 区分所有法の適用のある集合住宅の場合は、同法31条1項において、一部の区分所有者の権利に特別の影響を及ぼす規約の設定等は、その区分所有者の承諾が必要とされている。マンションの管理規約を改正してペット飼育禁止規約を新設する場合、改正前から既にペットを飼育している区分所有者の権利に特別の影響を及ぼすとして同条同項の適用があるかどうかの問題となる。「特別の影響」とは、規約の設定・変更等の必要性及び合理性ないしこれにより区分所有者全員が受ける利益と対比して、一部の区分所有者の受ける利益が受忍すべき限度を超えていると認められる場合をいい、動物の飼育を禁止する旨の規約改正は、その規制がマンションの利用状況に照らして合理的なものである限り、特別の影響に当たらないと考えられる。また、東京高裁平成6年8月4日判決（判時1509号71頁）は、居住者の権利に特別の影響を及ぼす場合とは、飼い主の身体的障害を補完する意味を持つ盲導犬のように、その動物の存在が飼い主の日常生活・生存にとって不可欠な意味を有する場合をいうとしている。

○警告書——賃貸借契約上のペット飼育禁止特約に基づいて警告する場合

警 告 書

当方は、貴殿に対し、大阪市中央区〇〇マンション101号室を賃貸しておりますところ、当該賃貸に係る賃貸借契約（以下「本件賃貸借契約」といいます。）では、第〇条第〇号において、「本件物件内で犬・猫その他の近隣に迷惑をかける動物を飼育すること」を禁止する旨のペットの飼育禁止特約を設けております①。そして、貴殿がこれに違反した場合には、当方は、第〇条第〇項により、本件賃貸借契約を解除することができます。

②

ところで、過日、貴殿が貴殿宅にて犬を飼育されていることが明らかとなりました。貴殿による当該犬の飼育は上記本件賃貸借契約第〇条第〇号のペットの飼育禁止特約に違反します。当方は、貴殿による犬の飼育が発覚して以来、再三にわたり犬の飼育をやめるよう申し入れて参りましたが、約1年が経過しようとする今も、貴殿はこれに応じようとしません。

つきましては、本書到達後1か月以内に犬の飼育を中止されますよう警告いたします。

貴殿が本書到達後1か月を経過しても犬の飼育を継続される場合には、本件賃貸借契約書第〇条第〇号に従い、当該1か月の経過をもって貴殿との本件賃貸借契約を解除いたしますので、直ちに101号室を明け渡していただくよう、お願いします。③

万一、貴殿が本書の要求に応じないときは、当方はやむなく法的手続を執らざるを得ませんので、その旨、念のため申し添えます。

[編注]

- ① 借地借家法30条は、同法に違反して賃借人に不利な賃貸借契約を無効とする旨を定めるが、ペット飼育禁止特約は、ペットの飼育が共同住宅の他の居住者に迷惑を及ぼすおそれがあり、また、室内のひっかき傷や糞尿による悪臭等の部屋自体への損傷を防ぐなど、一応の合理性があることから、一概に無効とまではいえない。
- ② ペットの飼育禁止特約の違反があったとしても、賃貸借契約の解除が必ずしも常に認められるわけではなく、特約違反が賃借人との間の信頼関係を損なう程度の違反でなければ解除はできないものと解されている（最判昭50・2・20民集29・2・99）。例えば、小鳥や金魚を飼育したとしても近隣住民に迷惑を与えないのであれば、そもそも特約違反がない、あるいは特約違反はあるも、いまだ賃借人との信頼関係を損なう程度ではないとして解除の請求が排斥されよう。
- ③ なお、賃借人がペットの飼育により建物を汚損しあるいは損傷した場合には、賃借人は、賃貸借契約上の損害賠償の定めに基づき、又はそのような特約がない場合でも、建物の使用に関する善管注意義務（民400）に違反し不注意に建物に損害を与えたとして、賃借人に対してその損害を賠償するよう請求することもできる（民415）。

○仮処分命令申立書——ペットの飼育禁止を定めるマンションの管理規約に基づき、ペットの飼育の禁止を求める場合（申立ての趣旨・理由）

申立ての趣旨①

- 1 債務者は、本決定が送達された日から2週間以内に、別紙物件目録2記載の建物内における犬の飼育を中止せよ
- 2 申立費用は債務者の負担とするとの裁判を求める。

申立ての理由

第1 被保全権利

1 当事者

- (1) ○○マンション管理組合は、別紙物件目録1記載の建物（以下「本件1棟の建物」という。）の区分所有者全員で構成する本件1棟の建物並びにその敷地及び附属施設の管理を行うための建物の区分所有等に関する法律3条に基づく団体である。債権者は、平成○年○月○日に開催された集会において、本件仮処分申立て及び本訴の提起について、訴訟を提起しこれを追行する管理者として選任された者である。
- (2) 債務者は、本件1棟の建物のうち、別紙物件目録2記載の建物（以下「本件建物」という。）の区分所有者である。

2 債務者の違反行為

- (1) ○○マンション管理組合では、管理規約○条により、「小鳥及び魚類以外の他の居住者に危険、傷害又は迷惑を及ぼすおそれのある動物を飼育すること」を禁止している。
- (2) ところが、債務者は、平成○年○月頃から、本件建物内において、複数の犬を飼育している。
- (3) 債務者の犬の飼育行為は、上記管理規約○条に違反し、区分所有者の共同の利益に反する行為であり、本件1棟の建物の管理面において秩序を破壊する行為というべきである。
- (4) よって、管理者である債権者は、債務者に対して、管理規約○条に基づき、犬の飼育禁止を請求する権利を有する。②

第2 保全の必要性

- 1 債務者による複数の犬の飼育により、昼夜を問わず、犬の鳴き声や床を走り回る振動音などが本件建物の隣りや階下の部屋に響き、債務者の犬の飼育は、特に夜間においては近隣住民の睡眠をしばしば中断させるなどしてその心身に重大な悪影響を及ぼしており、耐え難い苦痛を与えている。また、債務者は、外庭、廊下、ルー

フバルコニー、専用庭等の共用部分又はベランダにおいて、犬にブラッシングをするなどして獣毛を飛散させるため、飛散した獣毛が住民の洗濯物や布団に付着して、住民は迷惑を被っている。さらには、債務者は、犬の綱を離し、また放し飼いをすることがあり、そのため、犬が他の住民の専用庭等に入り込むなどの被害が生じている。

- 2 ○○マンション管理組合は、債務者に対して、平成○年○月頃から、再三にわたり、犬の飼育を中止するよう求めてきたが、債務者はこれを拒否し、犬の飼育を継続し現在に至っている。債権者は、債務者に対して、犬の飼育禁止を求める本訴を提起する予定であるが、前述の近隣住民に及んでいる日常生活上の支障からして、本案判決を待っている間は、その間に回復し難い損害を被る恐れがある。また、本件1棟の建物に居住する住民としては、ペットを飼育したいという希望を有するものの、住民全体の日常生活上の支障等の共同の利益に対する配慮から、規約に違反する行為に出ないよう自制している者も存在するものであるところ、債務者のみがひとり勝手な行為に出たにも拘らず、本案判決を得るまで、これに対して何らの措置もとらずに放置せざるを得ないとするのでは、いわばその間のやり得ということになってしまい、全体の秩序を維持することは極めて困難となる。

したがって、○○マンション管理組合としては、債務者に対して、直ちに申立ての趣旨記載の犬の飼育禁止を求める緊急の必要性がある。

よって、本件仮処分申立てに及ぶ。㊦

[編注]

- ① 管理規約にペットの飼育禁止規定が存在する場合には、区分所有法6条、57条によることなく、規約に基づき差止請求権を行使することができ、本仮処分命令申立ては、この場合を想定している。この場合には、管理組合法人の場合には法人が差止めの仮処分命令及び訴訟を提起することができる。また、管理組合が法人格を有しない場合には、民事訴訟法46条の規定に基づき管理組合の名においてこれらを行うことができ、さらに、区分所有法26条4項の規定により管理者が規約又は集会の決議に基づいて区分所有者のためにもできると考えられている。本文例は、区分所有法26条4項の規定により管理者が集会の決議により選任された場合を採り上げた。
- ② 区分所有法6条、57条に基づき差止請求権を裁判上で行使するためには、集会の決議が必要になるが(建物区分57②)、本文例のように規約に基づき請求権を行使する場合には、法律上は特に定めはなく、集会の決議を要しない。
- ③ 本文例と同様に、ペットの飼育禁止規約に基づきペットの飼育禁止を認容した事例として、東京地裁平成19年10月4日判決(平18ワ27754)、東京地裁平成14年11月11日判決(平13ワ27217)、東京地裁平成13年10月11日判決(判時1585号43頁)、東京地裁平成8年7月5日判決(判時1585号43頁)などが存在する。

○訴状——人格権に基づき猫に餌をやることの禁止を求める場合（請求の趣旨・原因）

請求の趣旨①

- 1 被告は、別紙物件目録1記載の土地及び同目録2記載の建物内において猫に餌を与えてはならない②
 - 2 被告は、原告に対し、金〇円及びこれに対する平成〇年〇月〇日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え
 - 3 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決並びに第2項及び第3項につき仮執行宣言を求める。

請求の原因②

- 1 原告ら及び被告は、肩書き地に居住している。
- 2 被告は、平成〇年〇月ころから、別紙物件目録1記載の土地及び同目録2記載の建物内において複数の猫に餌を与えるようになり、そのために、同年〇月ころから野良猫が集まり、現在その数は20匹にも達している。そのため、原告ら自宅庭にも毎日猫が多数侵入し、花壇を荒らすなどの被害を受け、また、糞尿による被害にも悩まされることになった。
- 3 原告らは、被告に対し、再三にわたり、被告による上記猫の餌やり行為の中止の申入れをし、また、これについて話し合いの機会を持つことを提案したが、被告は一向に話し合いに臨む態度を示さないまま2年が経過した。
- 4 被告の上記猫の餌やり行為は、受忍限度を超え、原告ら個人の人格権を侵害するものである。
- 5 原告らは、被告の餌やり行為により生じた様々な被害により、多大な精神的苦痛を被った。これを慰謝する慰謝料額は、原告らそれぞれにつき金〇円を下らない。
- 6 また、原告らは、本件解決を図るため、やむなく、平成〇年〇月〇日、弁護士に対し、本件訴訟の提起及び追行を委任し、別紙請求債権目録記載の弁護士の着手金及び報酬金を支払うことを約した。これらは、被告の餌やり行為と相当因果関係を有する損害である。
- 7 よって、原告らは被告に対し、人格権に基づき、被告による別紙物件目録1記載の土地及び同目録2記載の建物内における猫の餌やり行為の禁止を求めるとともに、不法行為に基づき、原告らそれぞれにつき、別紙請求債権目録記載の金員及び各金員に対する平成〇年〇月〇日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うことを求める。

[編注]

- ① 区分所有法の適用のない近隣住民間の紛争については、区分所有法ないし管理規約に基

づく差止めを求めることはできない。また、区分所有法の適用のあるマンション住民に対する請求であっても、被害を受けている区分所有者が、区分所有法や管理規約に基づき個人の資格において訴訟を提起し、またこれを追行することはできない。もっとも、区分所有法を根拠にするのではなく、人格権に基づいて、個人の資格において問題の居住者に対し、差止請求をすることは可能である。本訴状では、個人の人格権を根拠に差し止める場合を採り上げた。

- ② 猫の屋内における餌やり行為は飼育の範囲内であるとして、近隣住民の人格権の侵害に当たらないとされる可能性もあり得る（東京地立川支判平22・5・13判時2082・74参照）。
- ③ 猫の餌やり行為が受忍限度を超えるかどうかについて、同行為による被害の種類や程度、原告の態度等を具体的に主張することを要する。

○訴状——区分所有者に区分所有法6条、57条に基づいてペットの飼育禁止を求める場合（請求の趣旨・原因）

請求の趣旨

- 1 被告は、別紙物件目録記載の建物内において犬を飼育してはならない
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決を求める。

請求の原因

- 1 ○○マンション管理組合は、別紙物件目録1記載の建物（以下「本件1棟の建物」という。）の区分所有者全員で構成する本件1棟の建物並びにその敷地及び附属施設の管理を行うための建物の区分所有等に関する法律第3条に基づく団体である①。当該管理組合では、平成○年○月○日に開催された集会において、被告に対する本件訴訟が決議され、原告は同集会において本件訴訟のために指定された区分所有者である。
 - ②
 - 2 被告は、本件1棟の建物のうち、別紙物件目録2記載の建物（以下「本件建物」という。）の区分所有者である。
 - 3 被告は、平成○年○月ころから、本件建物内において、大型犬を飼育している。被告の飼育する犬は、昼夜の別なく吠えるため、他の区分所有者の静謐な生活を侵害している。これは、建物の区分所有等に関する法律第6条第1項所定の「共同の利益に反する行為」に該当する。③
 - 4 よって、原告は、被告に対し、同法第57条第1項に基づき、他の区分所有者の全員ののために、被告による犬の飼育の禁止を求める。
- なお、本件訴訟提起については、平成○年○月○日の集会の決議を経ている。

〔編注〕

- ① ペットの飼育に関する問題は「区分所有者の共同の利益」に関する問題として、飼育差止等の請求は「区分所有者全員」又は「管理組合法人」がこれを行うことができる（建物区分6・57①）。管理組合に法人格がない場合には、前者の区分所有者全員で訴訟提起することになるが、集会の決議に基づき、管理者又は集会で指定された区分所有者が区分所有者全員のために差止訴訟を提起し訴訟進行をすることができる（建物区分57③）。本訴状は、後者の指定区分所有者が原告となる場合を想定している。この訴訟追行権の付与はあらかじめ規約で付与することはできず、必ず個々の事案ごとに集会の決議で付与しなければならないとされている。なお、管理規約にペットの飼育禁止規定が存在する場合には、これに基づき差止請求権を行使することができ、この場合には、管理組合法人の場合には法人が差止めの訴訟を提起することができ、また、法人格を有しない場合には、民事訴訟法46条の規定に基づき管理組合の名において提起することができ、さらに、区分所有法26条4項の規定により管理者が規約又は集会の決議に基づいて区分所有者のために訴訟を提起することもできると考えられており、区分所有法6条に基づく請求よりも簡便である。
- ② 区分所有法6条・57条に基づき差止請求権を裁判上で行使するためには、集会の決議が必要になる（建物区分57②）。集会の決議があったことは、訴訟要件をなすことから、当該決議に基づき訴訟を提起するには、裁判所に対して、集会の決議を経たことを議事録をもって証明する必要がある。
- ③ 本訴状では、区分所有法6条1項に基づき違反行為の差止請求をする場合を採り上げたが、この場合には、区分所有者が負うべき当該義務が規約に明示されていない限り、当該行為が同法6条に違反することを主張・立証しなければならない。管理規約にペット飼育禁止に関する規定があり、具体的な義務の内容の定めがある場合には、当該義務違反を主張・立証することになる。